主 本件各控訴を棄却する。

当審における未決勾留日数中九〇日宛を被告人等の各本刑に算入する。

弁護人水谷利之が陳述した控訴趣意は、記録に編綴の同弁護人提出の控訴趣意書 に記載のとおりであるから、これを引用する。

同控訴趣意について。 しかし原判決挙示の関係各証拠によれば、原判示第三事実は優に認められる。すなわち、被告人両名は昭和三五年四月一一日午後九時頃原判示A方に集まりB、Cと共に判示D方において金員の窃取に失敗すれば刃物で同人を脅して強取しようと共謀した上、被告人Eは登山用ナイフを、Bはあいくちを、Cは日本刀をそれぞれ携帯して右四名共にD方屋内にいたり金員を物色したが見当らなかつたので、右四名は更に同屋内において就寝中のDに布団をかぶせ煉瓦で頭を殴打して金員を強取しようと謀議を重ねた末、Bが煉瓦を用意してDの寝室に近付くや否や、同人をして「泥棒」と叫んだので被告人両名は直ちに逃走し、Bは襖の蔭に隠れたDに発見されて捕えられたため、逮捕を免れる目的を以て咄嗟に所持のあいくちで同人の腹部を一回突刺して逃走し、同人をして翌一二日右刺創により死亡するにいたらしめたものである。

そこで、刑事訴訟法第三九六条に則り本件各控訴を棄却し、刑法第二一条に則り 当審における未決勾留日数中九〇日宛を各その本刑に算入すべきものとし、主文の とおり判決する。

(裁判長裁判官 藤井亮 裁判官 中村荘十郎 裁判官 臼杵觔)